

機密性2 完全性1 可用性1
達 示 第 6 6 号
平成30年12月20日

宮城刑務所長 安 部 玲

「受刑者遵守事項等」を定めることについて
標記について、別紙のように定め、平成31年1月16日から実施する。
なお、平成19年12月21日付け達示第29号「「受刑者遵守事項等」の制定
について」は、廃止する。

じゅけいしゃじゅんしゅじこうとう
受刑者遵守事項等

みやぎけいむしょ
宮城刑務所

第1 遵守事項

次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない遵守事項です。

この遵守事項に違反した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第1項に定める懲罰を科されることがあるほか、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、更に刑罰を科されることもあります。

1 逃走

逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

2 自殺

自殺を企ててはならない。

3 自傷行為等

自傷し、若しくは異物を飲み込むなどの身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

4 視察妨害

視察口又は監視装置を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

5 不正連絡

許可なく、又は許可された方法によらず、他人（自己以外の全ての者をいう。以下同じ。）、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

6 拒食

要求又は反抗の手段として、職員の指示に従わず拒食してはならない。

7 診療等の拒否

健康診断及びその実施上必要な医学的処置又は生命に危険が及び若しくは他人に疾病を感染させるおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

8 暴動等

集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。

9 火気不正使用等

許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはならない。

10 建物等の損壊

建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。

11 設備等の機能妨害等

電気、ガス、水道、非常ベル、通信機器、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

12 静穏阻害

壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由なく大声を発するなどして、静穏な環境を害してはならない。

13 集団形成

他人に対する脅迫、威圧若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として、集団を形成し、又は形成することを企ててはならない。

14 虚偽風説流布

虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。

15 建物等の汚損

建物、設備、備品等に落書きするなどして、これらを汚損してはならない。

16 環境衛生阻害

残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、又はたんやつばを吐き散らすなどして、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

17 物品不正製作等

許可なく、物品（金銭を含む。以下同じ。）を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。

18 物品不正授受

許可なく、他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

19 酒・たばこ等の製作等

酒、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

20 シンナー等の吸飲

シンナー若しくはこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

21 物品等の不正使用等

使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して不正に使用してはならない。

22 水の不正使用

許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

23 暴行等

他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

24 けんか等

他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。

25 脅迫等

他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をし、又は他人に対して義務なきことを強要してはならない。

26 侮辱等

他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対して粗暴な言動をしてはならない。

27 物品喝取等

他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。

28 不正配食等

不正に配食し、又は喫食してはならない。

29 とばく等

とばく若しくはとばく類似行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

30 文身等

髪若しくは眉をそり込むなどし、又はひげを伸ばすなどして、勝手に容ぼうを

か 変え、^{また} 又は^{ぶんしん} 文身を^{ほどこ} 施してはならない。

31 性的行為等

他人との^{あいだ} 間で^も 若しくは他人^{たい} に対して^{せいできこうい} 性的行為をし、^{また} 又は他人と^{ねどこ} 寝床を^{とも} 共にしてはならない。

32 わいせつ行為等

故意に^{いんぶ} 陰部を^{ろしゅつ} 露出するなどの^{こうい} わいせつな行為をし、^{また} 又は他人に^{けんお} 嫌悪の^{じょう} 情を^お 起こさせるような^{こうい} 行為をしてはならない。

33 作業拒否等

正当な^{りゆう} 理由なく、^{してい} 指定された^{さぎょう} 作業を^{きよひ} 拒否し、^{なま} 怠け、^{また} 又は^{ぼうがい} 妨害してはならない。

34 作業安全衛生違反

作業安全衛生^{かん} に関して^{さだ} 定められたこと^も 若しくは^{しじ} 指示されたこと^{いはん} に違反して^{さぎょう} 作業し、^{また} 又はこれらに^{いはん} 違反する^{こうい} 行為をしてはならない。

35 作業材料等の汚損等

作業製品^{せいひん}、^{さぎょう} 作業用^{ようげんざいりょう} 原材料^{しよくざい} (食材^{ふく}を含む。)、^{きかい} 機械、^{きぐとう} 器具等^{おそん} を^{いんとく} 汚損し、^{こわ} 壊し、^も 若しくは^{とうき} 投棄し、^{また} 又は故意に^{こい} 不良製品^{ふりようせいひん} を^{せいさく} 製作してはならない。

36 点検等の拒否等

職員^{しよくいん} による^{じんいんてんけん} 人員点検^{また} 又は^{しんたい} 身体、^{ちゃくい} 着衣、^{きよしつ} 居室^も 若しくは^{ぶつびん} 物品の^{けんさ} 検査を^{きよひ} 拒否し、^{また} 又は^{ぼうがい} 妨害してはならない。

37 職務執行妨害

職員^{しよくいん} の^{しよくむ} 職務の^{しつこう} 執行を、^{ぼうこう} 暴行、^{きょうはく} 脅迫^た その他の^{ほうほう} 方法で^{さまた} 妨げてはならない。

38 虚偽申告等

職員^{しよくいん} の^{しよくむじょう} 職務上の^{ちようさ} 調査、^{しつもんとう} 質問等^{たい} に対して^{きよぎ} 虚偽の^{しんこく} 申告をし、^{また} 又は^{しよくむじょう} 職務上の^{ひつよう} 必要

から求められる書類に虚偽の記載をしてはならない。

39 反復要求

職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返し行ってはならない。

40 反抗

法令、受刑者生活心得、所内規則等の必要に基づく職員の職務上の指示に対し、抗弁、無視その他の不当な方法で反抗してはならない。

41 無断離席等

許可なく、定められた就寝位置を変更し、指定された席若しくは場所を離れ、又は立ち入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

42 不正交談等

交談を禁じられている別表に掲げる時又は場所において、正当な理由なく話をし、若しくは話しかけ、又は合図（挨拶を含む。）を送ってはならない。

43 指導の拒否等

正当な理由なく、刑執行開始時若しくは釈放前の指導、改善指導又は教科指導を拒否し、又は妨害してはならない。

44 起居動作時間帯違反

故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

45 刑罰法令違反

刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

46 唆し行為等

他の被収容者に対して、遵守事項若しくは特別遵守事項に違反することをあおり、唆し、又は援助してはならない。

第2 職員の指示に対する違反

第1の遵守事項に違反した場合のほか、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第74条第3項の規定に基づいて職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも、同法第150条第1項に基づき、同法第151条第1項に定める懲罰を科されることがあります。

べつびょう
別表

こうだん きん
交談を禁じられている時及び場所

とき	ばしょ 場所
<p>① 就業中（ただし、作業に必要な話のため、職員の許可を受けた場合を除く。）</p> <p>② 就寝中</p> <p>③ 人員点検中</p> <p>④ 連行中</p> <p>⑤ 入浴中</p> <p>⑥ 運動中（集団運動を除くほか、共同で運動する場合において、静粛かつ平穏に交談するときを除く。）</p> <p>⑦ 行事中</p> <p>⑧ その他職員が周囲の状況から交談させないことが相当と判断して指示した時</p>	<p>① 互いに異なる居室間</p> <p>② 互いに異なる運動区画間</p> <p>③ 居室と廊下間</p> <p>④ 更衣室（検身場）</p> <p>⑤ 便所</p> <p>⑥ 教室</p> <p>⑦ 調室</p> <p>⑧ 診察室（待合室を含む。）</p> <p>⑨ 講堂</p> <p>⑩ 入浴場（脱衣場を含む。）</p> <p>⑪ 運動場（集団運動を除くほか、指定された場所において、静粛かつ平穏に交談するときを除く。）</p> <p>⑫ その他職員が周囲の状況から交談させないことが相当と判断して指示した場所</p>